

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 (随意契約理由番号)</u>	WTO
1	計画調整局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託(その2)	-	EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)	8,250,000円	令和7年10月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	-	-
2	計画調整局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託(その1)	-	(株)KPMG FA S	5,500,000円	令和7年10月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	-	-
3	令和7年国勢調査に係る労働者派遣事業(追加分)(概算契約)	人材派遣	株式会社MAYA STAFFING(株) 関西支店	4,744,014円	令和7年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G24	-

No. 1

随意契約理由書

1 案件名称

計画調整局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託（その2）

2 契約の相手方

ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

3 随意契約理由

本件については、本市における類似業務の実施実績が限られており、大阪市入札参加資格の種目においても個別の種目が設定されているものではない。この点、一般競争入札により契約相手方を選定しようとする場合、大阪市入札参加有資格者名簿の登録が必須となり、適切に業務を実施することができると考えられる者が少數になってしまい、価格競争を十分に行うことができないことが想定される。また、最も有利な条件を提供する者を契約の相手方とする一般競争入札方式では、同一業務を2者に同時に発注することもできない。さらに、指名競争入札とするために任意の契約候補者を選定する基準もないため、指名競争入札も採用できない。

以上から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特名随意契約により契約を締結することとするが、価格競争を行った上で事業者を決定する必要はあるため、業務実績に係る一定の要件を設定し、仕様を示した上で公募型比較見積を実施して契約の相手方を決定し、契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06-6208-7831）

No. 2

随意契約理由書

1 案件名称

計画調整局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託（その1）

2 契約の相手方

株式会社KPMG FAS

3 随意契約理由

本件については、本市における類似業務の実施実績が限られており、大阪市入札参加資格の種目においても個別の種目が設定されているものではない。この点、一般競争入札により契約相手方を選定しようとする場合、大阪市入札参加有資格者名簿の登録が必須となり、適切に業務を実施することができると考えられる者が少數になってしまい、価格競争を十分に行うことができないことが想定される。また、最も有利な条件を提供する者を契約の相手方とする一般競争入札方式では、同一業務を2者に同時に発注することもできない。さらに、指名競争入札とするために任意の契約候補者を選定する基準もないため、指名競争入札も採用できない。

以上から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特名随意契約により契約を締結することとするが、価格競争を行った上で事業者を決定する必要はあるため、業務実績に係る一定の要件を設定し、仕様を示した上で公募型比較見積を実施して契約の相手方を決定し、契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06-6208-7831）

No. 3

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年国勢調査に係る労働者派遣事業（追加分）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社MAYA STAFFING

3 隨意契約理由

令和7年9月17日に契約締結している「令和7年国勢調査に係る労働者派遣事業（概算契約）」（以下「現契約」という。）において、国勢調査事務センターに派遣された労働者が調査票の審査を実施している。この審査において、記入不備率が想定を上回る頻度で発生し、業務スケジュールが予定より遅延したことから、10月31日までに完了する想定であった業務が完了しない見込みとなった。

また、各世帯が回答した調査票は、国勢調査事務センター宛てに送付されるが、調査票の送付が遅延していることも業務スケジュール遅延に係る想定外の要因となっている。

以上の要因から令和7年11月1日以降にこれらの業務を処理するための労働者派遣契約（以下「追加契約」という。）を追加で発注する必要がある。

本件については、契約までのスケジュールがタイトであるため11月1日以降の労働者派遣契約について入札手続きを行うことは実質的に不可能であり、現契約の契約相手方と契約しなければ契約の機会を失うこととなる。

また、現契約の相手方と追加契約を締結する場合、競争入札により決定した現契約での単価により算定した契約金額とすることが可能であり、有利な価格での契約であると認められる。

以上の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められる）に該当するものと判断し、現契約の契約相手方であるMAYA STAFFING 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

計画調整局企画振興部統計調査担当（電話番号 06-6208-7817）